

## 台東区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正について

介護保険法施行規則の改正、東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の改正、厚生労働省老健局からの通知『地域包括支援センターの設置運営について』の改正に伴い、台東区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正を行う。

### 【主な改正点】

#### 1. 所掌事項 運営協議会は以下の事項に関して意見を述べるものとする

- 地域包括支援センターの設置等に関すること ※下線部が改正点
  - ▶地域包括支援センターの担当圏域の設定
  - ▶地域包括支援センターの設置・変更・廃止、業務の委託先法人の選定・変更
  - ▶地域包括支援センター業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
  - ▶地域包括支援センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等
  - ▶その他運営協議会が地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- 地域包括支援センターの職員配置基準に関すること ※追加
  - ▶常勤換算方法の適用
  - ▶複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することの適用
- 地域包括支援センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること ※追加

#### 2. 会議・会議録の公開 ※現状に合わせた改正

- ▶運営協議会は原則非公開とする
- ▶会議録・資料は条件を付し(個人情報等に配慮)公開する

令和7年4月1日から施行

## 台東区地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年 2月 1日  
17台保介第593号  
平成18年 4月 1日  
18台保元第2-1号  
平成19年 6月27日  
19台保高第552号  
平成21年 4月 1日  
21台福高第77号  
平成22年 4月 1日  
22台福高第191号  
平成24年 4月 1日  
24台福高第429号  
平成25年 4月 1日  
25台福高第562号  
平成28年 4月 1日  
28台福介地第154号  
平成29年 4月 1日  
29台福介地第23号  
令和5年 4月 1日  
4台福介地第891号  
令和7年 4月 1日  
6台福高第1788号

### (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に定める地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正及び中立性の確保その他センターの円滑な運営を図るため、  
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号イに規定する台東区地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）センターの設置等に関する次に掲げる事項

イ センターの担当する圏域の設定

ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ハ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

二 センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等

ホ その他センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの職員配置基準に関する次に掲げる事項

イ 常勤換算方法の適用

ロ 介護保険法施行規則第140条の66第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することの適用

ハ 施行規則第140条の66第1号ハに定める小規模自治体等における特例の適用

(3) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。

(4) センターの運営・評価に関すること。

(5) センターの職員確保に関すること。

(6) センターの行う業務に係る方針に関すること。

(7) その他地域包括ケアに関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表に定める職にある者をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 医療関係者

(3) 民生児童委員

(4) 健康推進委員

(5) 社会福祉協議会職員

(6) 介護サービス事業者及び職能団体等

(7) 介護保険の被保険者

(8) 関係行政機関職員

2 協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長の指名により選出する。

4 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、区長の委嘱又は任命を受けた日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞職したとき又は欠けたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 協議会は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門的に検討する会議の設置)

第6条 会長は、第2条に定める事項を検討するため、必要に応じて専門的に検討する会議を設置することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、会議を通じて知り得た情報については、個人のプライバシー及び人権を侵害することの内容に十分留意しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、原則非公開とする。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開するものとする。

2 会長は、会議録等の公開に当たり、必要な条件を付することができる。

(事務局)

第10条 協議会等の事務局は、福祉部高齢福祉課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部長
健康部長
台東保健所長